

令和2年11月11日

## 久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

令和2年11月11日、午前10時00分久留米市農業委員会総会を久留米リサーチセンタービル2階研修室Aに召集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。

出席委員は、次のとおりである。

1番	赤司 久美 委員
2番	秋永 憲一 委員
3番	今村 裕一 委員
4番	内田 正隆 委員
5番	江上 哲夫 委員
6番	大石 敏裕 委員
7番	甲斐サエ子 委員
8番	笠 幸夫 委員
9番	黒岩 純 委員
10番	古賀 喜治 委員
11番	後藤 靖子 委員
12番	末次 龍夫 委員
13番	田中 文 委員
14番	田中 修二 委員
15番	田中 弥生 委員
16番	手島富士雄 委員
17番	富安 辰行 委員
19番	中村 裕 委員
20番	林田 高夫 委員
21番	日比生和雄 委員
22番	深川 嘉穂 委員
23番	柳 壽祥 委員
24番	山口 啓一 委員

欠席委員は次のとおりである。

18番	鳥越 文生 委員
-----	----------

事務局の出席者は9名である。

事務局 それでは、おはようございます。11月の総会に移らせていただきたいと思います。  
きょうの出席状況につきまして御報告いたします。まず、鳥越委員は、本日欠席をするということで報告がっておりますので、現委員数24名中23名、過半数の出席が  
あっておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が  
成立していることを報告いたします。  
それでは、会長よろしく願いいたします。

議長 皆さん、おはようございます。  
早速でございますけれども、農業委員会の総会をただいまから開催させていただきます。よろしく願いいたします。  
ただ今より、11月農業委員会総会を開催いたします。  
第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 1ページをお願いいたします。  
第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、農地の所有権移転の許可  
申請書が提出されたので、付議いたします。  
所有権移転、東部地域、審議番号1番から、4ページ、14番までの14件です。  
5ページをお願いいたします。  
西部地域、審議番号15番から17番までの3件です。  
以上、審議番号1番から17番までの各案件につきましては、農地法第3条第2項各号  
の審査基準について、審査会において説明を行ってりましたが、不許可相当に該当  
しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。以上で説明を終  
わります。

議長 事務局からの説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある  
方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。

第1号議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第1号議案は可決されました。  
続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 6ページをお願いいたします。  
第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請について、農地転用許可申請書が提出されたので、付議いたします。  
東部地域、審議番号1番から2番までの2件です。  
1番、申請地、草野町吉木、田、754m<sup>2</sup>。  
申請理由、申請地に盛土を行い、畑として利用するものです。  
農地区分は農用地ですが、一時的な利用に供するものとして不許可の例外規定を適用するものです。  
2番、申請地、田主丸町常盤、畑、3筆、394m<sup>2</sup>。  
申請理由、申請地に貸家住宅を建築するものです。  
農地区分は、第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして不許可の例外規定を適用するものです。  
西部地域、審議番号3番から7ページ、4番までの2件です。  
3番、申請地、荒木町下荒木、田、327m<sup>2</sup>。  
申請理由、申請地を農家住宅の敷地として拡張するものです。  
7ページをお願いいたします。  
4番、申請地、三潞町生岩、田、385m<sup>2</sup>。  
申請理由、申請地を自己用住宅の敷地として拡張するものです。  
農地区分は、第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして不許可の例外規定を適用するものです。  
以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、審査会から審査結果報告を受けたいと思います。

それでは、東部審査会、西部審査会の順番で報告をお願いいたします。

**東部審査会** 東部審査会でございます。おはようございます。審議番号1番からまいります。地図は1番でございます。

転用目的は、農地改良工事になっておりますが、一部を既に施工されておりましたので、始末書付の申請となっております。申請地は、草野小学校から北西へ約1.1km、こでまり保育園から南東へ約580mのところに位置します。農地区分は、農用地区内にある農地ですが、転用目的が一時的な利用に供するもので、不許可の例外規定に該当するものと判断いたしております。雨水排水につきましては、自然流下で北西側の水路へ排水されます。汚水、生活雑排水につきましては、発生をいたしません。被害防除につきましては、のり面施工により土砂の流出を防ぐ計画となっております。

次に、審議番号2番にまいります。地図の2番です。

転用目的は、貸家住宅を建築するものです。申請地は、船越保育園から北西へ約1.1km、田主丸小学校から北東へ約1.2kmのところに位置します。農地区分につきましては、10ha以上の農地の広がりがある区域にある農地ですので、第1種農地に該当しますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断いたしております。

雨水排水につきましては、ためますを經由して東側の道路側溝へ排水されます。汚水、生活雑排水につきましては、ためますを經由して東側道路に埋設しています市の下水道管へ接続をいたします。

被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画でございます。

この全ての申請案件、排水処理、添付書類を確認をいたしております。

以上、2件につきまして、担当地区農業委員・推進委員の現地調査を踏まえ書類審査を行いました。問題ないものと判断しておりますので、御審議のほど、よろしくお願いたします。

以上です。

**西部審査会** それでは、西部審査会について説明をいたします。

審議番号は3番、地図ナンバーは3番です。

転用目的は、農家住宅の敷地として拡張するものですが、既に、農業用倉庫が建っておりますので、始末書付の申請となっております。

申請地は、J R 荒木駅から南西へ約500m、荒木小学校から北西へ約500mのところに位置します。

農地区分については、J Rの荒木駅からおおむね500m以内の区域外農地でありますので第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、U字溝を經由して北側の水路へ排水いたします。汚水、生活雑排水につきましては、北側道路に埋設している市下水道管へ接続いたします。被害防除につきましては、コンクリートブロックにより土砂の流出を防ぐ計画となっております。

続きまして、審議番号4番について説明いたします。地図ナンバーは4番です。転用目的は、自己用住宅の敷地として拡張するものですが、既に施工済みでしたので、始末書付の申請となっております。申請地は、西鉄犬塚駅から南へ約1.4km、西牟田小学校から南西へ約2.2kmのところに位置します。

農地区分については、10ha以上の農地の広がりがある区域にある農地でありますので、第1種農地に該当いたしますが、転用目的が、地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、ためますを經由して西側の水路へ排水いたします。汚水、生活雑排水につきましては、合併浄化槽を經由して西側の水路へ排水します。被害防除につきましては、のり面施工により土砂の流出を防ぐ計画となっております。

これらの申請案件について排水承諾書、添付書類を確認しております。以上2件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題がないものと判断しております。御審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 報告が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

委 員 6ページの1番ですね。この前も私聞いたと思うのですが、農用地区域で盛土を行って土地改良行為をする。理由は、一時的な利用に供するもので、許可がおりた後、一時転用期間は、許可後から令和3年の10月31日に、これはまた元に戻すということでしょうか。

事務局 そうですね。この一時転用期間というのは、あくまでも施工期間になります。今回

の転用の内容というのが、農地改良行為ということで田から畑のほうに変更する内容となっておるところです。ですので、期間終了後、この案件につきましては、令和3年10月31日以降については、畑として耕作をするというような内容となっております。

委 員 農用地区域とは、それは大体転用はきかないので、この畑に変えるということはよいということですか。

事 務 局 そうですね。農用地ではあるのですが、同じ農地として、また使うということで転用許可は認められているところですよ。

委 員 田から畑にするのであればよいということですね。分かりました。

議 長 ほかにありませんか。どうぞ。

「なしの声」

議 長 ほかに質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。

第2号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第2号議案は可決されました。続きまして、第3号議案、農地転用計画変更承認申請についてでございますが、次の第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請についてと関連のある案件でございますので、第3号議案と第4号議案を一括して議題といたします。

事 務 局 の説明を求めます。

事 務 局 それでは、第3号議案、8ページをお願いします。

第3号議案、農地転用計画変更承認申請について、農地転用計画変更承認申請書が提出されたので、付議いたします。

西部地域、審議番号1番の1件です。1番、申請地、上津町、畑、2筆、計4,124.69m<sup>2</sup>、申請理由、転用面積を変更するものです。

なお、この案件につきましては、13ページの第4号議案、審議番号20番と関連いたします。地図番号は5番です。

続きまして、9ページをお願いいたします。

第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、農地転用許可申請書が提出されたので、付議いたします。

東部地域、審議番号1番から、11ページ、審議番号12番までの12件です。

1番、申請地、大橋町合楽、田、817m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を取得し、境内地の敷地を拡張するものです。農地区分は、第1種農地ですが、特別の立地条件を必要とする事業に供するものとして、不許可の例外規定を適用するものです。

2番、申請地、草野町草野、畑、467m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を借り受けて、植木集出荷場として利用するものです。農地区分は農用地ですが、農用地利用計画において指定された用途に供するものとして、不許可の例外規定を適用するものです。

3番、申請地、太郎原町、田、1,059m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を借受けて、露天資材置場及び車両置場として利用するものです。

10ページをお願いいたします。

4番、申請地、山本町耳納、畑、259m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を取得し、露天駐車場として利用するものです。

5番、申請地、山本町耳納、畑、2筆計920m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を取得し、露天資材置場の敷地を拡張するものです。農地区分は、第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして不許可の例外規定を適用するものです。

6番、申請地、田主丸町以真恵、田、271m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。農地区分は、第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして不許可の例外規定を適用するものです。

7番、申請地、田主丸町以真恵、田、108m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を取得し、進入路として利用するものです。農地区分は、第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用するものです。

11ページをお願いいたします。

8番、申請地、田主丸町田主丸、畑、81m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

9番、申請地、田主丸町益生田、田、264m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を取得し、自己



用住宅を建築するものです。

10番、申請地、北野町今山、畑、275m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を取得し、貸家住宅の敷地を拡張するものです。

11番、申請地、北野町大城、畑、230m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅の敷地として拡張するものです。農地区分は、第1種農地ですが、特別の立地条件を必要とする事業に供するものとして、不許可の例外規定を適用するものです。

12番、申請地、北野町金島、田、425m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。

12ページをお願いいたします。

西部地域、審議番号13番から14ページ、25番までの13件です。

13番、申請地、荒木町荒木、畑、123m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を取得し、露天資材置場の敷地を拡張するものです。

14番、申請地、荒木町下荒木、田、420m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を借り受けて、分家住宅を建築するものです。

15番、申請地、荒木町白口、田、278m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を譲り受けて、自己用住宅を建築するものです。農地区分は、第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用するものです。

16番、申請地、荒木町白口、田、3筆計2,213m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を取得し、露天資材置場として利用するものです。農地区分は、第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用するものです。

13ページをお願いいたします。

17番、申請地、荒木町白口、田、3筆計273.49m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

18番、申請地、荒木町白口、田、240m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

19番、申請地、上津町、畑、310m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。

20番、申請地、上津町、畑、2筆計4,124.69m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を借り受けて、露天駐車場として利用するものです。なお、この案件は、第3号議案、審議番号1番と関連いたします。

14ページをお願いいたします。

21番、申請地、高良内町、畑、212m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を取得し、露天資材置

場の敷地を拡張するものです。

22番、申請地、安武町武島、畑、168m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を取得し、露天資材置場として利用するものです。

23番、申請地、城島町内野、畑、55m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を取得し、自動車整備工場の敷地を拡張するものです。農地区分は、第1種農地ですが、特別の立地条件に必要とする事業に供するものとして、不許可の例外規定を適用するものです。

24番、申請地、三潞町西牟田、田、2筆計638m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を取得して農業用倉庫を建築するものです。農地区分は、農用地ですが、農用地利用計画において指定された用途に供するものとして、不許可の例外規定を適用するものです。

25番、申請地、三潞町高三潞、田、2筆計466m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を借り受けて自己用住宅を建築するものです。農地区分は、第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用するものです。

以上で説明を終わります。

**議 長** 事務局からの説明が終わりましたので、審査会から審査結果報告を受けたいと思います。第3号議案につきましては、第4号議案の報告の中で併せてお願いいたします。それでは、東部審査会、西部審査会の順番で報告をお願いいたします。

**東部審査会** それでは、東部審査会からまいります。まず、審議番号1番でございます。地図は6番でございます。

転用の目的は、境内地の敷地を拡張するものですが、既に利用されておりましたので、始末書付の申請となっております。申請地は、大橋小学校から南東へ690m、JR筑後草野駅から北へ約1.3kmのところでございます。

農地区分につきましては、10ha以上の規模の一団の農地の区域にある農地ですので、第1種農地に該当しますが、転用目的が特別の立地条件を必要とする事業に供するものでありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、自然流下で排水されます。汚水、生活雑排水につきましては、発生いたしません。被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画でございます。

次にまいります。審議番号2番、地図7番でございます。

転用の目的は、植木集出荷場として利用するものです。申請地は、草野小学校から南東へ約180m、JR筑後草野駅から南西へ約1.5kmのところの位置します。

農地区分は、農用地でございますが、転用目的、農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、自然流下で南側の道路側溝へ排出されます。汚水、生活雑排水は、発生をいたしません。被害防除につきましては、既設の石積み及び土坡を成形することにより土砂の流出を防ぐ計画でございます。

審議番号3番にまいります。地図番号8番です。

転用目的は、資材置場及び車両置場として利用するものですが、既に施工されておりましたので、始末書付の申請でございます。申請地は、久留米筑水高校から北東へ約750m、道の駅くるめから西へ1.4kmのところでございます。農地区分は、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域で500m以内に2つの公共公用施設がある農地ですので、第3種農地に該当すると判断しております。雨水排水につきましては、自然流下で北側と東側の側溝へ排水されます。汚水、生活雑排水は発生いたしません。被害防除につきましては、施設のコンクリートブロック及びL型擁壁を設置して土砂の流出を防ぐ計画です。

審議番号4番にまいります。地図番号9番です。

転用目的は、露天駐車場として利用するものです。申請地は、屏水中学校から南東へ750m、久留米ふれあい農業公園から南西へ470mのところでは、農地区分は、農用地区域内農地以外であって、甲種農地、第1種及び第3種のいずれの要件にも該当しない農地ですので、第2種農地と判断しています。雨水排水につきましては、自然流下で南側の道路側溝へ排水されます。汚水、生活雑排水は発生をいたしません。被害防除につきましては、既設のコンクリートブロックにより土砂の流出を防ぐ計画でございます。

次に、審議番号5番でございます。地図番号10番です。

転用目的は、露天資材置場として利用するものですが、既に施工されておりましたので、始末書付の申請となっております。申請地は、屏水中学校から南東へ590m、久留米ふれあい農業公園から南西へ480mのところでは、農地区分につきましては、10ha以上の農地の広がりがある区域ですので、第1種農地に該当しますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しています。雨水排水につきましては、自然流下で排水されます。汚水、生活雑排水は発生いたしません。被害防除につきましては、既設のコンクリートブロック及び法面を整地することにより土砂の流出を防ぐ計画です。

次に、審議番号6番にまいります。地図番号11番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。第4号議案、7番と関連となります。申請地は、川会小学校から北西へ290m、柴刈小学校から南東へ1.8kmのところ。農地区分は10ha以上の農地の広がりがある区域ですので、第1種農地に該当しますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設に供するものですので不許可の例外規定に該当するものと判断しています。雨水排水につきましては、自然流下で東側に設置される道路側溝へ排水されます。汚水、生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して東側に設置される道路側溝へ排水します。被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

審議番号7番にまいります。地図12番です。

転用目的は、進入路として利用するものです。第4号議案と関連案件です。申請地は、川会小学校から北西へ190m、柴刈小学校から南東へ1.8kmのところ。農地区分は10ha以上の広がりがある農地ですので、第1種農地に該当しますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設に供するもので、不許可の例外規定に該当するものと判断しています。雨水排水につきましては、自然流下で西側と東側に設置される道路側溝へ排水されます。汚水、生活雑排水、発生をいたしません。被害防除につきましては、周囲と高さを合わせるにより土砂の流出を防ぐ計画でございます。

次にまいります。審議番号8番、地図13番です。

転用目的は自己用住宅を建設するものです。申請地は、田主丸総合支所から西へ400m、田主丸中学校から南へ700mのところ。農地区分、都市計画法に規定する用途地域内にある農地ですので、第3種農地に該当します。雨水排水につきましては、ためますを経由して西側の道路側溝へ排水されます。汚水、生活雑排水は、西側の道路に埋設された下水管へ接続します。被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

次に、審議番号9番です。地図14番です。

転用目的は自己用住宅を建設するものです。申請地は、JR田主丸駅から南東へ約600m、常盤工業高校から南西へ約1.1kmのところ。農地区分はJR田主丸駅から1km以内、宅地開発率40%以上の区域内にある農地でありますので、第2種農地に該当します。雨水排水につきましては、ためますを経由して北側の道路側溝へ排水されます。汚水、生活雑排水につきましては、北側の道路に埋設予定の下水管へ接続します。被害防除につきましては、コンクリートブロック及びL型擁壁を設置して、土砂の流出を防ぐ計画でございます。

審議番号10番にまいります。地図番号15番です。

転用目的は貸家住宅の敷地を拡張するものです。申請地は、西鉄北野駅から南西へ約410m、弓削小学校から北東へ約1.5kmのところ。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内にある農地ですので、第3種農地に該当します。雨水排水につきましては、自然流下で南側の水路へ排水されます。汚水につきましては、くみ取り式で処理いたします。生活雑排水につきましては、北側の道路側溝へ排水します。被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画でございます。

次に、審議番号11番、地図番号16番でございます。

転用目的、自己用住宅を拡張するものですが、既に利用されておりましたので、始末書付の申請となっております。申請地は、大堀小学校から南へ約1.4km、善導寺小学校から北東へ1kmのところ。農地区分は、10ha以上の規模の農地の区域内にある農地ですので、第1種農地に該当しますが、転用目的が特別の立地条件を必要とする事業に供するものでありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断していません。雨水排水につきましては、自然流下で東側の道路側溝へ排水されます。汚水、生活雑排水につきましては、東側の道路に埋設された下水管で処理します。被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画でございます。

次に、審議番号12番です。地図17番です。

転用目的は自己用住宅を建築するものです。申請地は、大城小学校から北西へ約400m、西鉄大城駅から南西へ約250mのところ。農地区分、都市計画法に規定する用途地域にある農地、第3種農地に該当します。雨水排水につきましては、ためますを経由して西側の道路側溝へ排水されます。汚水、生活雑排水は、北側の道路に埋設された下水管へ接続します。被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。これらの全ての案件について、排水承諾等添付書類を確認しているところでございます。

以上、12件につきまして、農業委員・推進委員の現地審査を踏まえ書類審査を行いました。問題ないと判断をいたしておりますので、御審議よろしくお願ひいたします。以上です。

**西部審査会** それでは、西部審査会について報告をいたします。

審議番号13番、地図ナンバーは18番になります。

転用目的は、露天資材置場の敷地を拡張するものでございます。

申請地は、荒木中学校から南へ約400m、J R 三瀧駅から北東へ約1.7kmのところに位置します。農地区分については、おおむね10haの規模の農地の区域内にありまして、市街化区域に近接しておりますので、第2種農地と判断しています。雨水排水につきましては、ためますを經由して西側の水路へ排水します。汚水につきましては、発生いたしません。被害防除につきましては、周囲と同じ高さに合わせることで土砂の流出を防ぐ計画となっております。

続きまして、審議番号14番について説明をいたします。地図ナンバーは19番です。転用目的は、分家住宅を建築するものです。申請地は、J R 荒木駅から南西へ約500m、荒木小学校から北西へ約500mのところに位置します。農地区分については、上下水道管の埋設されるところの沿道区域があつて、500m以内に2つの病院がある農地でありますので、第3種農地と判断しております。雨水排水につきましては、ためますを經由して北側の水路へ排水します。汚水、生活雑排水につきましては、南側道路に埋設している市下水道管へ接続いたします。被害防除につきましては、コンクリートブロックにより土砂の流出を防ぐ計画となっております。

続きまして、審議番号15番について説明をいたします。地図ナンバーは20番です。転用目的は、自己用住宅を建築するものです。申請地は、津福小学校から西へ約200m、J R 荒木駅から北西へ約1.4kmのところに位置します。農地区分については、10ha以上の規模の広がりのある区域にあります農地でありますので第1種農地に該当しますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありましたので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、ためますを經由して南側の道路側溝へ排水いたします。汚水、生活雑排水につきましては、合併浄化槽を經由して西側の道路側溝へ排水いたします。被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号16番について説明をいたします。地図番号は21番です。転用目的は、露天資材置場として利用するものです。申請地は、J R 荒木駅から北西へ約800m、津福小学校から南西へ約700mのところに位置します。農地区分については、10ha以上の規模の広がりのある区域にあります農地でありますので、第1種農地に該当しますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、ためますを經由して、南側の水路へ排水いたします。汚水、生活雑排水につきましては、発生をいたしません。被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画となっております。

続きまして、審議番号17番について説明をいたします。地図番号は22番です。転用目的は、自己用住宅を建築するものです。申請地は、J R 荒木駅から西へ約400m、白鳥保育園から南へ約500mのところに位置します。農地区分については、西側の道路沿いの隣地につきましては、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、500m以内に2つの病院のある農地でありますので、第3種農地であると判断しております。東側の空き地につきましては、J R 荒木駅からおおむね500m以内の区域にある農地でありますので、第2種農地と判断しております。雨水排水につきましては、ためますを経由して西側の道路側溝へ排水いたします。汚水、生活雑排水につきましては、西側道路に埋設している市下水道管へ接続いたします。被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置をして土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号18番について説明をいたします。地図番号は23番です。転用目的は、自己用住宅を建築するものです。申請地は、J R 荒木駅から西へ約400m、白鳥保育園から南へ約500mのところに位置します。農地区分については、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、500m以内に2つの病院がある農地でありますので、第3種農地と判断しております。雨水排水につきましては、ためますを経由して西側の道路側溝へ排水いたします。汚水、生活雑排水につきましては、西側道路に埋設している市下水道管へ接続いたします。被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号19番について説明いたします。地図番号は24番です。転用目的は、自己用住宅を建築するものです。申請地は、明星中学校から西へ約500m、上津小学校から北へ約400mのところに位置します。農地区分については、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、500m以内に2つの中学校と幼稚園がある農地でありますので、第3種農地と判断しております。雨水排水につきましては、ためますを経由して北側の道路側溝へ排水します。汚水、生活雑排水につきましては、北側道路に埋設している市下水道管へ接続いたします。被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号20番について説明いたします。地図番号は25番です。転用目的は、露天駐車場として利用するものです。こちらにつきましては、第3号議案、1番と関連の案件となっております。当初、令和2年6月16日に許可を求めましたが、この許可後に所有者と敷地を広げる旨の契約が成立したため、今回は、計画変更により面積を変更するものです。申請地は、久留米工業大学から北東へ300m、西陵中学校から南へ300mのところに位置します。農地区分については、おおむね10h

の規模の農地の区域内にありまして、市街化区域に近接しておりますので、第2種農地と判断しています。雨水につきましては、自然流下で排水されます。汚水、生活雑排水につきましては、発生しません。被害防除につきましては、周辺の土地と高さを合わせるにより土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号21番について説明いたします。地図番号は26番です。転用目的は、露天資材置場の敷地を拡張するものですが、既に施工済みでしたので、始末書付の申請となっております。申請地は、久留米市斎場から北へ約700m、高森中学校から南西へ約700mのところのところに位置します。農地区分については、おおむね10ha未満規模の農地の区域内にある農地で、市街化区域に近接していますので、第2種農地と判断しています。雨水につきましては、ためますを経由して道側の水路へ排水されます。汚水、生活雑排水につきましては、発生いたしません。被害防除につきましては、周辺の土地と高さを合わせるにより土砂の流出を防ぐ見込みです。

続きまして、審議番号22番について説明いたします。地図ナンバーは27番です。転用目的は、露天資材置場として利用するものです。申請地は、安武小学校から北へ約1km、鳥越小学校から南西へ約2.5kmのところのところに位置します。農地区分については、農用地区域内農地以内であって、耕種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地でありますので、第2種農地と判断しております。雨水排水につきましては、自然流下で排水します。汚水、生活雑排水につきましては、発生いたしません。被害防除につきましては、コンクリートブロックにより土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号23番について説明いたします。地図番号は28番です。転用目的は、自動車整備工場の敷地を拡張するものです。申請地は、城島小学校から北東へ約1km、三潴小学校から西へ約2.2kmのところのところに位置します。農地区分については、10ha以上の規模の広がりのある区域にある農地でありますので、第1種農地に該当いたしますが、転用目的は既存施設の拡張であり、特別な立地条件を必要とする事業でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、ためますを経由して北側の水路へ排水します。汚水、生活雑排水につきましては、発生いたしません。被害防除につきましては、周囲の土地と高さを合わせるにより土砂の流出を防ぐ計画になっております。

続きまして、審議番号24番について説明いたします。地図番号は29番です。転用目的は、農業用倉庫を建築するものです。申請地は、西牟田小学校から南西へ約



1 km、西鉄犬塚駅から北東へ約1.7kmのところ position します。農地区分については、農用地ですが、転用目的が農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において規定された用途に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、U字溝を経由して北側の道路側溝へ排水します。汚水、生活雑排水につきましては、発生しません。被害防除につきましては、コンクリートブロックにより土砂の流出を防ぐ計画になっております。

続きまして、審議番号25番について説明をいたします。地図番号は30番です。転用目的は、自己用住宅を建築するものです。申請地は、三瀨小学校から西へ約1 km、三瀨総合支所から北西へ約1.5kmのところ position します。農地区分については、10ha以上の規模の広がりのある区域にあります農地でありますので、第1種農地に該当しますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、ためますを経由して西側の水路へ排水します。汚水、生活雑排水につきましては、西側道路に埋設している市下水道管へ接続いたします。被害防除につきましては、のり面施工により土砂の流出を防ぐ計画です。

これらの申請案件について、排水承諾書、添付書類を確認しております。以上、13件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を行い、書類審査を行いました。問題は無いものと判断しております。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 報告が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。なお、採決に当たりましては、第3号議案と第4号議案に分けて採決をいたします。それでは、3号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第3号議案は可決されました。

続きまして、第4号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第4号議案は可決されました。  
続きまして、第5号議案、非農地証明についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 第5号議案、15ページをお願いいたします。  
非農地証明について、非農地証明願が提出されたので、付議いたします。  
東部地域、審議番号1番の1件です。  
1番、申請地、田主丸町殖木、畑、27m<sup>2</sup>、現況、宅地。  
証明理由、建築物等の敷地として相当なものであり、かつ建築後20年以上経過しているものです。地図ナンバーは31番です。  
西部地域、審議番号2番から3番の2件です。  
2番、申請地、荒木町藤田、畑、407m<sup>2</sup>、現況、宅地。  
証明理由、建築物等の敷地として相当なものであり、かつ建築後20年以上経過しているものです。地図ナンバーは32番です。  
3番、申請地、大善寺町藤吉、畑、36m<sup>2</sup>、現況、宅地。  
証明理由、建築物等の敷地として相当なものであり、かつ建築後20年以上経過しているものです。地図ナンバーは33番です。  
以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

委 員 もう少し非農地証明とは何かということを説明いただけないですか。

事務局 本来であれば農地でありますので、転用許可申請をしていただくのが通常ではあるのですが、建物の敷地と一体となっているような場合において、それが20年以上建築をされてあるというような状況が航空写真等で確認できたりとか、固定資産税関係とかで確認できる場合については、非農地証明という形で証明をしているところです。

委員 農地であったところを20年以上たって、これはもう宅地ですよという証明ですか。

事務局 そうですね。これを基に法務局のほうに提出をしていただいて、地目を田から宅地というふうに変えるような内容となっております。ただし、例えば、その場所が農用地区域内にある農用地とかになると、農業振興地域の農振法、どちらの法律とも絡んできますので、そういった場合については、非農地証明は出してはけません。

委員 当然でしょうね。分かりました。

議長 ほかにございませんか。

「なしの声」

議長 それでは、ないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。

第5号議案、非農地証明について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議長 ありがとうございます。全員挙手により、第5号議案は可決されました。続きまして、第6号議案、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 16ページをお願いいたします。

第6号議案、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請書が提出されたので付議いたします。

審議番号1番、1件です。

1番、申請人、三潞町田川、\*\*\*\*\*、経営面積ゼロ、農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。なお、こちらの案件につきましては、申請人である法

人は、市の青年等就農計画の認定を受けており、新規就農者と認められております。農地移動適正化あっせん事業において、農業委員会が定める経営面積の基準では、178 a 以上となっておりますが、面積の基準の特例として、権利を取得させるべきものが新規就農者である場合とあり、今回の申請者はその特例に該当しているため、現在の経営面積が178 a を下回っていても名簿登録の基準に該当するものとなっております。以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。第6号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 全員挙手により、第6号議案は可決されました。続きまして、第7号議案、久留米市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 17ページをお願いいたします。

第7号議案、久留米市農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法に基づき、久留米市長より久留米市農業地利用集積計画の決定を求められたので、付議いたします。

1、所有権移転12件、2、利用権設定、通年作762件、3、利用権設定、期間借地117件です。

利用権設定は、久留米市では年に2回、6月と11月に決定を行っており、今月は11月26日（裏作）から開始する農地の貸し借りを決定するものとなります。

18ページをお願いいたします。

1、所有権移転、第1区、1番、2番の2件です。

1番、所在地、荒木町下荒木、田、2,748m<sup>2</sup>、推進機構への売渡しとなります。

2番、所在地、大善寺町夜明、田、4,041m<sup>2</sup>、推進機構への売渡しとなります。

第2区、3番から19ページ、6番までの4件です。

3番、所在地、田主丸町石垣、田、6筆計1,766.85 m<sup>2</sup>、推進機構への売渡しとなります。4番、所在地、田主丸町上原、田、816 m<sup>2</sup>、推進機構への売渡しとなります。

19ページをお願いいたします。

5番、所在地、田主丸町中尾、田、4筆計4,709m<sup>2</sup>、推進機構からの買入れとなります。6番、所在地、田主丸町益生田、田、4筆計3,792m<sup>2</sup>、推進機構からの買入れとなります。

第3区、7番、8番の2件です。

7番、所在地、北野町稻数、田、7,838m<sup>2</sup>、推進機構への売渡しとなります。

8番、所在地、北野町今山、田、1筆、北野町中、田、1筆の2筆計4,507m<sup>2</sup>、推進機構への売渡しとなります。

20ページをお願いいたします。

第4区、9番から11番までの3件です。

9番、所在地、城島町江上、田、2,036m<sup>2</sup>、推進機構からの買入れとなります。

なお、こちらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に該当しており、\*\*\*\*\*の構成員である申請人が農地を取得した後、所属する法人へ貸し付けるものとなっております。10番、所在地、城島町上青木、田、2,827m<sup>2</sup>、推進機構からの買入れとなります。なお、こちらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に該当しており、\*\*\*\*\*の構成員である申請人が農地を取得した後、所属する法人へ貸し付けるものとなっております。11番、所在地、城島町上青木、田、3,338m<sup>2</sup>、推進機構への売渡しとなります。

第5区、12番、1件です。

12番、所在地、三潴町高三潴、田、2筆計3,509m<sup>2</sup>、推進機構への売渡しとなります。

21ページをお願いいたします。

2、利用権設定、通年作。こちらは、右下の総計のみ御説明いたします。

契約件数762件、筆数1,689筆、設定面積248万193.26m<sup>2</sup>です。

22ページをお願いいたします。

3、利用権設定、期間借地。こちらについても、右下の総計のみ御説明いたします。

契約件数117件、筆数272筆、設定面積59万2,050m<sup>2</sup>です。

以上、1、所有権移転、審議番号1番から12番まで、2、利用権設定（通年作）762件、3、利用権設定（期間借地）117件、以上の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしているものと考えられます。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局側の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第7号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第7号議案は可決されました。よって、久留米市長宛て、通知いたします。

引き続き報告事項に入ります。

報告第1号、農地法第4条第1項第6号の規定による届出の受理の専決について。

報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理の専決について。

報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について。

事務局の説明を省略いたします。

それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。——ございませんか。

「なしの声」

議 長 それでは、報告第1号から報告第3号まで報告事項についてを終わります。次に、お諮りをいたします。本総会におきまして、議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思います。御異議ございませんか。

「なしの声」

**議 長** 異議なしと認めます。よって、議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

ただいまから議事録署名委員を指名いたします。久留米市農業委員会会議規則第10条第2項の規定により、5番、江上哲夫委員、17番、富安辰行委員にお願いをいたします。

以上をもちまして、久留米市農業委員会総会を閉会いたします。